

十九年久二年又月出羽國是山氣統亦群系
是所許地以大泉次希やといへる又義を
舉次より慶長三年七月羽鳥山又重塔棟
札より出羽國大泉庄とありを引て證據とを
予前經記を見よに萬經田川左希實房の
下へを引て後の詞よりて田川をも
立あり大泉庄大梵寺を引てを引てと有
を見れを大泉庄といへる名郡中に押廣
ての條よりありて古俗出羽国田川郡
或飽海郡と書よと違なり出羽国田川郡

庄月と書へる是より順なり左平記評判
あり玉の月と郡あり郡の月に庄あり郷
ありと云く大泉といへるの考嶋祖勝福古根
泉大明神の条下に記を享保年中京都の
祓職淺利大賢大也忌神社より一燈を奉納
を其文中に出羽国飽海郡吹浦庄とあり大
賢の記より玉史より歟語より半村多
是は吹浦村の舊記を見て是を記すとあ
るは古ハ吹浦庄と云々や又東鑑十
卷文治六年の条下に吹羽國海邊庄と
あれ